

# 判例研究

豪雨による丘陵崩落事故により旅館の駐車場に駐車されていた宿泊客の自動車に土砂を被って損害を受けた場合につき、  
〔商法 四二六〕 た宿泊客の自動車が土砂を被って損害を受けた場合につき、  
商法五九四条に基づく旅館経営者の責任が認められた事例

東京地裁平成八年九月二七日判決  
平成六年(ワ)一六九六二号損害賠償請求事件(控訴・和解)  
判例時報一六〇一号一四九頁

## 〔判示事項〕

旅館経営者が宿泊客から自動車の鍵を預かった場合、旅館経営者は右車両を支配下に置いてこれを保管したのであり、右車両は寄託されたというべきであるから、旅館経営者は、商法五九四条に基づき、右車両について生じた損害を賠償する責任を負う。

集中豪雨により旅館前面の丘陵が崩落したため、旅館前に駐車されていた宿泊客の自動車が損傷した場合において、右集中豪雨は稀にしか発生しない災害であったとしても、土留め設備を設けたり従業員が事態に迅速に対応してい

ば右車両の損傷を防止できた可能性がある以上、右車両の損傷が不可抗力によるものとは認められない。

## 〔参照条文〕

商法五九四条一項

## 〔事実〕

Y株式会社(被告)の経営する旅館においては、玄関前及び玄関下に駐車場を有し、宿泊客が多いときにはその運転してきた自動車の鍵を預かることにしていた。損害保険代理店業等を行うX株式会社(原告)の代表取締役Aは、平成五年一月一三日、右旅館に投宿したが、その際フロ

ントにX会社所有の自動車(本件車両)の鍵を預けた。右旅館の所在する地区では、一三日から翌一四日にかけて集中豪雨があり、一四日午前六時頃右旅館の前面にある丘陵の一部が崩落したため、玄関前に駐車されていた本件車両後部に土砂が覆い被さった。なお、本件丘陵部分には土留め設備等は設けられていなかった。

そこで、X会社はY会社に対して、土地工作物の占有者としての責任(民七一七条)・場屋営業者の責任(商五九四条)等を理由として、右車両に対して生じた損害の賠償を請求した。これに対して、Y会社は、宿泊客に対して駐車場を貸しているだけであり、車両を保管すべき義務を負わない、本件崩落事故は不可抗力によるものであると主張した。本判決は、土地工作物の占有者としての責任については、Y会社は本件崩落事故が生じた本件丘陵部分の占有者ではないとして、これを否定した上で、場屋営業者としての責任については、次のように判示し、請求額の一部につき請求を認容した。

〔判旨〕

「旅館経営者が宿泊客に対してその敷地内に自動車を駐車させること自体は、宿泊客に対するサービスの側面があることは否定し得ないとしても、その鍵を預かることによ

って、単に駐車場を提供するという以上に、旅館経営者が駐車車両を整理のため適宜移動させることのできる側面があると考えられる。

このような事実によれば、Aは、Yとの間で宿泊契約を締結した際、X会社の代表者として、Yに対し、本件車両を保管することを依頼し、一方、Yは、その鍵を受け取るることによって本件車両を支配下に置いてこれを保管したものであるから、X会社はYに対して本件車両を寄託したというべきである。

そうすると、Yが客の来集を目的とする旅店である旅館を経営するものであることは、……争いがなから、Yは、商法五九四条に基づき、その営業の範囲内において客から寄託を受けた本件車両に損害が生じた以上、これを賠償する責任を負うというべきである。」

「本件崩落事故は、集中豪雨の結果として本件丘陵部分の地盤が緩んだことよって発生し、右集中豪雨は、稀にしか発生しない災害であったといえることができる。

しかし、……崩落箇所はその全体の一部にとどまること、本件丘陵部分は傾斜地であるにもかかわらず、これに接して駐車場が設けられていたことからすれば、本件丘陵部分に何らかの土留め設備が設けられていれば本件崩落事故は

生じなかったとの可能性を否定し去ることはできない。そしてまた、……本件丘陵部分の土砂崩れが始まってから本件車両に土砂が被さるまでの崩落の勢いはさほど急激なものとはまではいえなかったことが推認され、そうだとすれば、Y従業員等が事態に迅速に対応していれば本件車両の損傷の被害を防止できたとの疑いがある。

そうすると、……本件車両が損傷したことが不可抗力によるものとまで認められないから、Yは損害賠償の責任を免れない。」

## 〔研究〕

判旨に賛成する。

一 商法五九四条一項は、客の来集を目的とする場屋営業者は、客から寄託を受けた物品の滅失または毀損につき、それが不可抗力によつて生じたことを証明しなければ損害賠償責任を免れないと規定する。場屋営業の施設には多数の客が頻繁に出入りし、しかもある程度の時間そこにとどまって施設を利用することが予定されるため、客の荷物につき滅失・毀損の危険が高くなるということが、場屋営業に共通の特色である。そこで、来集する客が安心して場屋を利用できるようにし、かつ場屋営業者の信用を高めるために、客の荷物の安全につき場屋営業者に厳格な責任を負

わせたのである。本件は、旅館を営む場屋営業者であるY会社が同項に基づく損害賠償責任を負うかにつき、寄託の成否と不可抗力の有無が争われたものである。

なお、Aは原告として、旅館内の便所における転倒事故により負傷したことにつき、Y会社に対して、宿泊契約に伴う安全配慮義務違反による債務不履行を理由として損害賠償を請求しており、これについても一部認容されているが、この点についての評釈は割愛する。

二 場屋営業者の責任が問題となった判例は多くはないが、利用客の自動車めぐって商法五九四条一項の寄託の成否が争われた判例としては、本件以外に次の二件がある。

高知地判昭和五一年四月一二日（判時八三一号九六頁）

は、門戸・囲い等がなく、地面に白線が印されているにすぎず、利用者の出入りは自由で、自動車の鍵も利用者自身が所持するという利用形態の保養センターの駐車場において、駐車していた宿泊客の自動車が盗難にあったという事案につき、利用客のために自動車の置き場所を提供しているにすぎないとする保養センター経営者の主張を容れて、寄託の成立を否定し、商法五九四条に基づく損害賠償請求を斥けた（なお、この事案に類似する利用形態の駐車場に駐車していた自動車につき、民法上の寄託契約の成立を否

定したものととして、鳥取地判昭和四八年一月二二日判時七三八号九八頁がある)。本判決以後の判例であるが、大阪地判平成一二年一月一八日(判時一七四六号一四一頁)は、ホテルの宿泊客がその駐車場内に自動車を駐車しようとしたところ、満車であったため、ホテルの従業員の指示に従ってホテル玄関前に駐車し、自動車のスペアキーをフロントの従業員に預けたが、その数時間後にその自動車が盗難にあったという事案につき、「駐車場利用者は、駐車場ゲートにおいて自動発券機により発券される駐車券を使って駐車場のゲートの開閉及び料金の清算を行い、車の鍵は利用者自らが保管するシステム」の下で、「駐車場が満車の場合のいわば代替的な措置」として、ホテル側で自動車の鍵を預かる趣旨は、「玄関部分に駐車している他の車両の発進の際に本件自動車を移動させる必要があることや駐車場が空いた場合に本件自動車を移動させるためであり、「自動車の一時的移動を代行するためにスペアキーを預かったもの」にすぎない」として、寄託契約関係を否定したのに対して、控訴審である大阪高判平成一二年九月二八日(判時一七四六号一三九頁)は寄託の成立を認定し、ホテル経営者の責任を肯定した。

また、商法五九三条に関するものであるが、東京地判昭

和五九年七月三一日(判時一一五〇号二〇一頁)は、ガソリンスタンドに駐車中の自動車が盗難にあったという事案につき、寄託「契約の成立のためには、目的物の移転のほかに、目的物保管の債務を負う旨の合意が必要である。すなわち、自己の支配域内へ他人が物を置くことを許容しただけでは寄託を受けたことにはならず、積極的に債務の負担の合意を必要とする」と解すべきである」と判示した上で、保管に関する合意の存在を否定した。

そもそも、寄託は物の保管を目的とする契約であり(民六五七条)、保管とは、寄託者から受け取った物を自己の所持(支配)の下においてその滅失・毀損を防ぎ、その原状を維持することである(我妻榮『債権各論中巻二』七〇二頁、松坂佐一『民法提要・債権各論(第五版)』二二二頁、明石三郎『新版注釈民法(16)』三一〇頁)。寄託は保管に関する労務の提供を要素とするものであり、銀行の貸金庫・コインロッカー・貸し駐車場のように、単に保管場所を提供するにすぎない場合は、保管場所の賃貸または使用貸借であって寄託ではない。前掲高知地判は、まさにこのような理解に基づいて寄託の成立を否定したのに対して、本判決及び前掲大阪高判は、場屋営業者に対して自動車の鍵を預けたという点に寄託成立のメルクマールを求めた上

で、寄託の成立を認めたものである。確かに、客が自由に駐車場を利用し、自らその鍵を所持する場合には、自動車は客の支配下にあるため、寄託したことはならない（ただし、商法五九四条二項の適用はありうる。この点については、宇野稔「場屋における駐車事故と商法五九四条の責任」大分大学経済論集三一巻五号二三七頁以下参照）のに対し、場屋営業者が自動車の鍵を預かる場合には、客は自由に自動車を移動させることはできず、自動車は場屋営業者の支配下に置かれることになるが、それだけでは保管の要素としては不十分であり、寄託物の滅失・毀損を防止するための労務の提供を目的としていなければならない（梅津昭彦「客の持込品についての場屋営業者の責任」東北学院大学論集（法律学）六〇号三〇頁は、「場屋営業者に厳格な責任を負担させる以上は、その要件である寄託も厳格に解すべきであり、当該物品の維持管理に適した支配が場屋営業者に実質的に移転していることが必要である」とするが、この趣旨か）。

ところで、旅館営業者が宿泊客から自動車の鍵を預かるのは、本判決も指摘するように、自動車を整理のため適宜移動させるためであると考えられる。しかし、前掲大阪地判は、同様の点をもって寄託の成立を否定する根拠として

援用している。したがって、単に自動車の鍵を預けて自動車の占有を旅館営業者に移転するだけで寄託の成立を認めてよいかということは、鍵を預ける目的との関連においてなお検討を要する。

思うに、鍵を預けた自動車が、利用客自ら駐車する場合と同一の駐車場に駐車されることが予定される場合、当事者は、保管の要素であるところの、自動車の滅失・毀損を防止するための積極的な労務の提供を意図していないのが通常ではなからうか。そうであれば、前掲大阪地判の指摘するように、鍵を預ける際の合意は、自動車の一時的移動の代行を目的とする準委任であり、寄託ではないことになり。契約の主たる内容が保管でないときは、付随的に保管を内容としても、それは寄託ではない（明石・前掲三一頁）。

しかし、商法五九四条という寄託は、民法六五七条に規定する寄託と同義に解さなければならないわけではない。商法五九四条における寄託の意味は、同条の趣旨との関連において確定されるべきである（明石・前掲三一頁は、「場屋主人の責任は、寄託をうけない物品にまでも及ぶ特殊な責任であって、法が特に定めたものであるから、本来の寄託の性質だけでこれを律することのできないものとい

えよう」とする)。

そもそも、商法五九四条一項の責任は、ローマ法上のレセプトウム (receptum) 責任に由来する。古くローマ法の下では、船主、旅店・駅舎等の主人は、運送または寄託を引き受けた物品を客に返還すべき絶対的な義務を負うものとされていた。旅店等の主人にかかる厳格な義務が負わされたのは、当時旅店の主人が盗賊と共謀して客の荷物を抜き取る等の不正行為が横行していたことを背景としている(加藤正治「羅馬ノ『レセプトム』責任ノ法理ト後世ヘノ影響」、『海法研究第二巻』二七三頁)。そして、この義務は、契約の効果として生ずるものではなく、物品の受領の原因となった契約内容の如何を問わず、客から物品を受領したという事実のみに基づいて生ずる法律上当然の結果責任であるとされる(加藤・前掲二七八頁・二八〇頁)。したがって、かかる沿革に鑑みれば、寄託の成否は、場屋営業者が客から物品を受領したか否か、すなわち物品の占有を場屋営業者に移転し、場屋営業者の支配下に置いたか否かという点のみをもつて判断すれば足りると解すべきである(この点につき、幾代通平田春二「ホテル・旅館宿泊契約」、『注釈民法(17)』四四八頁は、「その駐車場が単なる場所の貸与かそれとも寄託の引受かは、目的物(車)

の占有が客の側にあるかホテル・旅館側にあるか——車の出入りがホテル・旅館側でチェックされるか——によって決せられるべきである。したがって、有料駐車場の場合は寄託の引受となるが、宿泊客は無料、という場合でも、この解釈を妨げない」とするが、自動車の出入りを場屋営業者側がチェックするだけでは占有の移転があつたということとはできないし、有料駐車場であるからといって直ちに自動車の寄託があつたということもできない。一方、宇野・前掲二二六頁は、具体的には、場屋営業者側の協力がなければ客が場屋外に自動車を自由に持ち出せない事実状態があるか否かによって決せられるとした上で、その例として、場屋営業者に自動車の鍵を預けた場合のほか、①駐車場に客が自由に出入りできない構造になっている場合、②客が場屋から退出する際に駐車料金の支払またはレシート類の提示が要求されている場合などを挙げている。①の場合については、自動車の鍵は客が所持していても、車体自体を寄託したといえるであろうが、②の場合については否定的に解すべきである。というのも、②の場合は駐車場の賃貸借というべきであり、駐車料金を支払うまで自動車の退出が制限されるのは、駐車料金の支払を担保するための手段的拘束にすぎず、自動車の占有は客にとどまっていると考

えられるからである)。また、同条二項との対比において考えてみると、一項と二項は、客の物品の占有が場屋業者と客のいずれにあるかによって場屋業者の責任を区別しているということができる。すなわち、二項の場合は、客が場屋内に携帯した物品は客自身が占有している以上、第一次的には客が物品の安全を確保すべきであり、場屋業者は不注意があつた場合にのみ客の物品の滅失・毀損につき損害賠償責任を負えばよいのに対して、一項の場合は、客が物品を占有していない以上、自らその安全を確保することはできないため、場屋業者は客の物品の滅失・毀損につき厳格な損害賠償責任を負うべきものとされるのである。なお、商人がその営業の範囲内で寄託を受けた場合の注意義務に関する商法五九三条は民法六五九条の特則であるから、そこでいう寄託は民法六五七条に規定する寄託と同義であると解すべきであり、その結果商法五九三条と五九四条とでは寄託の意味が異なることになる。しかし、場屋業者の責任は客が寄託しない物品にまで及ぶことに鑑みれば、場屋業者の責任に関する規定を「寄託」の章(ましてその「総則」の節)に置いたこと自体に疑問もある(広瀬久和「レセプトゥム(receptum)責任の現代的展開を求めて(四)」上智法学論集、二六巻一号八八頁參

照)。また、五九四条の場屋業者の責任は、五九三条の善管注意義務を尽くしたか否かを基準とするものではないから、五九三条を前提とするものではないし、場屋業者が客との準委任契約に付随して物品を預かつた場合にも場屋業者には善管注意義務が要求されるため(民六四四條)、特に問題はない。

したがって、鍵を預けたことをもって自動車の寄託ありとして商法五九四條一項の適用を認めた本判決は正当である(なお、前掲大阪地判・大阪高判の事案のように、スペアキーを預けた場合には問題が残る)。

三次に、不可抗力の有無については、そもそも商法五九四條一項にいう不可抗力の意義に関して学説上争いがある。主観説は、「事業の性質に従い最大の注意をしても避けることのできない危害」であると解し、客観説は、「事業の外部から発生した出来事で、通常その発生を予期できない危害」であると解する(田中誠二『新版商行為法(再全訂版)』二六九頁)。主観説に対しては、通常の注意と最大の注意との区別すなわち軽過失と最軽過失との区別を認める点に難点があり、結局不可抗力と無過失が同じことになってしまうと批判されるが(松本丞治「不可抗力の意義(商法第三百五十四條第一項の解釈)」『商法解釈の諸問題』三

五〇頁、鈴木竹雄『新版商行為法・保険法・海商法(全訂第二版)』六四頁、西原寛一『商行為法』四二二頁)、現在では場屋営業者が盗賊と共謀して客の荷物を奪うなどというローマ時代のような事情は考えられないため、場屋営業者に厳格なレセプトウム責任を負わせるべき沿革的な理由は失われていること、場屋営業者についてのみ厳格な責任を負わせることは運送人・倉庫営業者等の責任と比べて著しく均衡を失することなどを理由として、商法五七六条にいう不可抗力と同じく「責めに帰すべからざる事由(無過失)」の意味に解すれば足りるとする見解も主張されている(小町谷操三『商行為法論』四二二頁、田邊光政『商法総則・商行為法(第二版)』三三三頁)。しかし、立法論としてならともかく、商法五九四条一項が無過失責任を前提としてその免責事由として不可抗力という文言を使っている以上、これを無過失と読み替えることには解釈論的に無理があるし(伊沢孝平「不可抗力と民事責任」関西大学法学集九卷五〇六号一八五頁、戸川成弘「場屋主人の責任」『現代企業取引法』一一七頁)、二項が客の寄託しない物品の損害についてまで場屋営業者に責任を負わせていることに鑑みれば、場屋営業の特殊性も無視することができない。一方、客観説に対しては、事故の発生は予期される

が技術的・経済的に予防できない場合もあるから(鈴木・前掲六四頁)、単なる物理的基準では企業の経済性を全く無視した不当な結果になると批判される(西原・前掲四二二頁)。そこで、折衷説は、客観説を修正し、「事業の外部から生じた出来事で、通常必要と認められる予防方法を尽くしても防止することができない危害」と解し、これが通説となつている(松本・前掲三五三頁、伊沢・前掲一八五頁、石井照久・鴻常夫『商行為法』一九一頁、平出慶道『商行為法(第二版)』六一六頁、島十四郎「場屋主人の責任」『演習商法(総則商行為)』三三七頁、戸川・前掲六一六頁以下等)。なお、事業の通常の過程で発生することが予想できない異常なものである限り、事業の外部から発生した事故であることは必ずしも必要ではないと解するものとして、長谷川雄一『基本商法講義(商取引法)』二八六頁)。

一方、判例においては、商法五九四条一項の不可抗力の意義につき明確に判示したものはなく、不可抗力の有無が問題となつた判例も、わずかに二件存在するにすぎない。すなわち、徳山区判大正一一年五月五日(新聞二〇一〇号二〇頁)は、旅館営業者が盗難防止のための相応の施設を備えていたのに、盗人が暴力をもって侵入して宿泊客の自

転車を窃取した場合、これは人為による不可抗力であると判示している。これに対して、大阪地判昭和二五年二月一日（下民集一卷二号一七二頁）は、浴場における盗難につき、終戦直後の異常な混雑状態は不可抗力であるとする浴場主の主張を斥けているが、浴場主に対して商法五九四条二項の「不注意」を認めているため、一項の不可抗力の有無を問題とするまでもない事案であった（島・前掲三三六頁）。本件は、自然災害につき不可抗力の有無が問題となった初めての判例である。

本判決においては、法の適用の三段論法に従って、不可抗力の意義を明らかにした上で、それを事案にあてはめることによって不可抗力の有無を判断すべきであったが、不可抗力の意義には言及されていないため、本判決がいずれの見解に従ったのかは必ずしも明らかではない。しかし、本件崩落事故が集中豪雨に起因するものであり、かかる集中豪雨が稀にしか発生しない災害であるとして、客観的視点から検討した上で、土留め設備が設けられていれば本件崩落事故が生じなかった可能性を指摘して、その予防可能性を問題としていることに鑑みれば、折衷説を前提としていると考えてよからう（山之内紀行「本件解説」判例タイムズ九七八号〔平成九年度主要民事判例解説〕一一三

頁）。本判決はそれに加えて、「Y従業員等が事態に迅速に対応していれば本件車両の損傷の被害を防止できた」と判示しているが、これは「Y従業員が本件車両を迅速に移動させていれば本件車両の損傷の被害を防止できた」という意味であろう。そして、本件車両の移動は、その鍵を預かっているY側にとつてのみ可能なものであったから、これはYに本件車両の受寄者としての注意義務違反（過失）があったと認定したことになるのではなからうか。折衷説を文字通り理解すれば、予防可能性は「事業の外部から発生した出来事」自体について問題となるはずであるから、仮に事業の外部から発生した出来事が予防不可能な災害であったとしても、なお場屋営業者において受寄物の安全を確保する余裕が残されていれば、場屋営業者は責任を免れないことにならう（黒沼悦郎「商法五九四条の『不可抗力』の意義」商法の争点II二五五頁は、落雷・洪水・地震のような天災は、その発生自体は防げないが、損害が寄託物に及ぶのを防ぐことは十分に可能であるから、常に不可抗力に該当するわけではないとした上で、折衷説によれば、損害の発生自体が合理的に予防可能か否かが判断の分かれ目になるとする）。そうであれば、本件においては不可抗力の意義につきいずれの見解に立とうとも、結論は異ならな

かったことになる。本判決があえて不可抗力の意義について説示しなかった理由もそこにあるのかもしれない。結局のところ、本件では本件崩落事故の予防可能性と従業員の迅速な対応による本件車両の損害回避可能性のいずれか一方のみを認定すれば十分であったようにも思われるが、Yの責任を肯定するためには、「本件車両の損害が不可抗力によるものではなかった」ということさえ認定できればよいのであるから、本判決は両者を二重に指摘することにより、いわばダメを押したのだと評価することができよう。

来住野  
究